

令和7年度

阪南市幼保連携型認定こども園
運営事業者募集要領

令和7年11月

阪 南 市

こども未来部こども政策課

目 次

1. 事業の概要.....	3
2. 選定等スケジュール.....	4
3. 応募資格・条件.....	4
4. 整備用地に関すること.....	5
5. 施設整備に関すること.....	6
6. 運営に関すること.....	6
7. 提出書類.....	9
8. 選定方法.....	10
9. 欠格事項・失格事項.....	11
10. その他の留意事項.....	12
11. 質問及び回答について.....	13
別記 応募申込書類一覧.....	14
参考1 下荘保育所の概要.....	18
参考2 施設整備に係る補助金について.....	19
参考3 運営費に係る補助金等について.....	21
参考4 連絡会議・研修について.....	23

令和7年度 阪南市幼保連携型認定こども園 運営事業者募集要領

本市では、令和7年8月策定の「第2次阪南市子育て拠点再構築方針」に基づき、既設の阪南市立下荘保育所について、下荘地域で新たな施設を整備することで再構築を行うことをめざしています。同方針において、新設する施設は、民間の幼保連携型認定こども園とし、令和10年4月の開園をめざし、下荘地域での用地確保を要件に、公募により運営事業者を求めることとしています。

については、幼保連携型認定こども園を自ら整備し、継続的かつ安定的に運営を行うとともに、本市の教育・保育行政や子育て支援施策の取組に積極的に協力していただける運営事業者を募集します。

1. 事業の概要

(1) 施設類型

幼保連携型認定こども園

(2) 施設定員

- ・ 1号認定の定員 : 10人以上～20人程度まで
- ・ 2号及び3号認定の定員 : 70人以上～90人程度まで

※1号、2号、3号は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の規定による。

(3) 開園日

令和10年4月1日

(4) 募集地域

下荘地域（下荘小学校区及び桃の木台小学校区の範囲をいう。）

※運営事業者が用地を確保し、整備する。

2. 選定等スケジュール

内 容	日 程 等
募集要領等の配布	令和7年11月4日（火）～令和8年1月16日（金）
質問の受付	令和7年11月4日（火）～令和7年12月9日（火）
質問に対する回答	令和7年12月16日（火） 予定
応募申込書類の提出	令和7年12月17日（水）～令和8年1月16日（金）
審査（書類審査、ヒアリング、プレゼンテーション等）	令和8年1月～3月 ※応募後の日程は、応募者に通知する。
結果通知	令和8年3月～4月 予定

※都合により日程等が変更になる場合があります。

3. 応募資格・条件

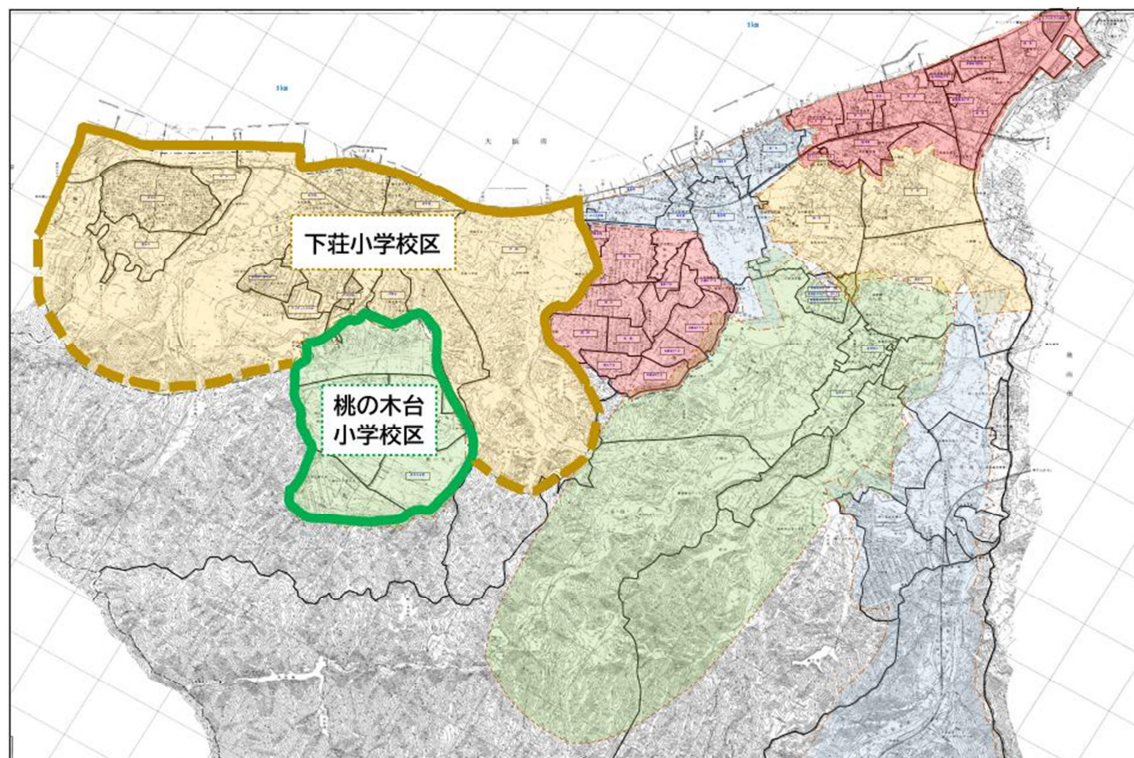
応募者は、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 社会福祉法人又は学校法人であること（新設・既設を問わない。）。
なお、新設の場合は、運営事業者に決定後、速やかに法人の設立の手続きを行い、開園までの必要な時期までに設立認可を受けること。
- (2) 直近2年間、法人及び理事長（予定者を含む）が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法等を熟知し、熱意と理解を持ち、本市の教育・保育・子育て支援行政について積極的に参加・協力を行うことができること。
- (4) 幼保連携型認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

4. 整備用地に関すること

整備用地については、以下の事項に留意の上、提案を行うこと。

- (1) 下荘地域（下荘小学校区及び桃の木台小学校区の範囲をいう。）に運営事業者が用地を確保し、整備する。下荘地域の範囲は、おおむね下図のとおりとする。



- (2) 下荘地域内に含まれるか疑義がある場合は、応募前に問い合わせること。
問い合わせ方法については、「1 1. 質問及び回答について」を参照すること。
- (3) 整備用地となる土地は、原則として、自己所有とする。借用による場合は、次号の要件を満たすものに限る。なお、応募の時点では取得予定又は借用予定でも可とする。
- (4) 整備用地の一部又は全部を借用する場合は、次のいずれかの条件を満たすこと。
ア 国若しくは地方公共団体、又はこれに準ずる団体から借用すること。
イ 運営開始予定日から10年以上を存続期間とする地上権又は借地権を設定し、かつ、これを登記していること。
- (5) 運営事業者の使用権限に優先する抵当権等、整備に支障となるものが設定されていないこと。なお、応募の時点では抹消予定でも可とする。また、整備のために福祉医療機構又は日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けることを目的とする場合も可とする。
- (6) 施設整備が可能であること。都市計画法、農振法、農地法その他の法的規制等について、あらかじめ確認しておくこと。また、雨水排水、汚水排水について、適切に処理できることをあらかじめ確認しておくこと。

- (7) 洪水・内水、高潮、津波の浸水想定区域に該当せず、かつ、土砂災害警戒区域に該当しないこと。又は当該自然的災害に対して対策があること。
- (8) 通園時において自動車での送迎が無理なくできる十分な幅員の進入路が確保できること。
- (9) 整備にあたり近隣住民等の理解が得られる土地であること。なお、用地の確保、用地所有者との交渉や住民等との折衝については、運営事業者の責任にて行うこと。
- (10) その他整備に適した土地であること。

5. 施設整備に関すること

施設整備にあたっては、創意と工夫をもった提案を行うとともに、以下の事項に留意すること。

- (1) 施設は、運営事業者が整備するものとし、自らが所有する建物とすること。
- (2) 2歳児以上の保育室の面積については、1名あたり1.98㎡以上を確保すること。0、1歳児の乳児室又はほふく室については、1名あたり3.3㎡以上を確保すること。また、保育に必要な用具を備えること。なお、保育室など面積基準が定められている場合の面積算定については、有効面積（内法面積）とし、固定家具などは控除すること。
- (3) 送迎用駐車場・駐輪場として、必要十分な台数を確保するとともに、送迎時の安全確保に努めること。
- (4) 園庭は、原則、同一敷地内に整備すること。
- (5) 建設に当たっては、シックハウス対策を十分に行うこと。
- (6) 大阪府認定こども園の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）、認定こども園関連法令、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、消防法関連法規等の関係法令等を遵守すること。
- (7) 施設整備にあたっては、近隣住民等の理解・協力を得よう努めること。

6. 運営に関すること

運営にあたっては、これまで阪南市が取り組んできた幼稚園、保育所の運営に関する基本的な方向性を継承しながら、運営事業者の創意と工夫をもった提案を行うとともに、以下の事項に留意すること。

- (1) 認定こども園の運営（主たる業務）については、運営事業者自らが行うこと。
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚

生労働省告示第1号)を踏まえ、指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施するとともに、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に従うこと。

- (3) 2号及び3号の認可定員は、70人以上とし90人程度までの設定とすること。1号の定員は、別途10人以上とし20人程度までの設定とすること。

- (4) 定員構成は2・3号及び1号それぞれで、
0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児とすること。

また、3号定員は2・3号定員の40%以上となるよう努めること。

なお、最終的な定員構成については、選定の結果を受け、本市と協議の上、決定する。

- (5) 保育所部分の休園日は、原則として、12月29日から1月3日まで並びに日曜日及び祝日とすること。

- (6) 延長保育を実施することとし、開園時間は1日11時間半(午前7時30分～午後7時)以上とすること。なお、基本保育時間は8時間とし、教育時間は4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とする。

- (7) 必要な保育教諭を確保すること。

- (8) 実務を担当する施設長(園長)は、専従かつ常勤であること。

なお、本募集要領における施設長(園長)は、教育職員免許法による教諭の専修免許状又は1種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、かつ、教育又は児童福祉に関する職(幼保連携型認定こども園の園長、保育教諭等、幼保連携型認定こども園以外の学校の校長、教諭等、児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に定める施設をいう。以下、同じ。)の長、児童福祉施設において児童の保育に直接従事する者など)に5年以上あった者、若しくは幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、上記に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者とする。

なお、保育所等(「保育所並びに保育所以外の児童福祉施設認定こども園、幼稚園」をいう。以下、同じ。)において3年以上園長又は幹部職員(副園長、主幹保育教諭など)として勤務した経験を有する者であることが望ましい。

- (9) 開園後、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭には、保育士、幼稚園教諭、又は保育教諭として3年以上の経験を有する者が1/3以上含まれていること。

なお、3年以上の経験を有する者の雇用を1/2以上、7年以上の経験を有する者の雇用を2人以上となるよう努めること。

- (10) 0歳児は低月齢から受入れることとし、少なくとも満6か月からの受入れに

努めること。

- (11) 障がい児保育事業、一時預かり事業（一般型・幼稚園型）・病児保育（体調不良児対応型）事業の実施に努めること。また、被虐待児童の対応に取り組むこと。
- (12) 給食については、原則として、自園調理を実施すること。また、栄養士の資格を有する者の配置に努めること。
- (13) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いを考慮し、必要に応じ、除去・代替等の対応に努めること。
- (14) 看護師等の配置に努めること。また、嘱託医、嘱託歯科医、嘱託薬剤師をはじめとする医療機関との連携を図ること。
- (15) 園庭開放事業を実施すること。
- (16) 職員の資質向上に向けて、人権研修を含め、教育・保育等に関する必要な研修を実施すること。また、本市との連絡会議、本市又は大阪府主催の研修に参加すること。
- (17) 実施事業内容について本市への報告を行うとともに、本市の立ち入り調査等について協力すること。
- (18) 地域との連携に努めること。
- (19) 保育料以外の保護者負担については、保護者に大きな負担にならないよう努め、事前に保護者に説明し、理解を得ること。
- (20) 既設の阪南市立下荘保育所児童が新しい保育施設での生活を円滑にスタートできるよう配慮するとともに、同所から引継ぎを受けた事項を可能な限り継続すること。また、希望する同所職員に対する雇用機会の確保に努めること。
阪南市立まい幼稚園その他の公立施設の施策や取組事項及び在籍児童について、引継ぎや配慮等を行うこと。
引継ぎにあたっては、十分な期間を設けて計画的に行うこと。
- (21) 本市の教育・保育行政や子育て支援施策の取組に積極的に協力すること。
- (22) その他、阪南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年阪南市条例第16号）等関係法令等を遵守すること。

7. 提出書類

(1) 提出書類

別記応募申込書類一覧のとおり

(2) 提出部数

①正本（原本） 1 部

②副本（写し） 10 部…応募者の名称等は隠すこと。

(3) 提出に当たっての留意点

ア 副本は、応募者の名称等を黒塗りで隠すなどし、応募者が特定できる記載をしないこと。

イ いったん提出された書類の変更は、原則として認めないので、間違いのないよう注意すること。

ウ 提出された書類に疑義等がある場合は、説明等を求めるので、速やかに対応すること。

エ その他、**別記**応募申込書類一覧に従い作成すること。

(4) 提出期間

令和7年12月17日（水）～令和8年1月16日（金） 17時15分まで

※提出期間終了後の応募は受け付けない。

(5) 提出方法

提出先に直接持参すること（閉庁日を除く、8時45分～17時15分）

できるだけ事前に電話連絡の上、持参すること。

〔提出先〕 〒599-0202 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所 こども未来部 こども政策課

〔電 話〕 072-489-4518

※郵送、Eメール、FAX等による提出は受け付けない。

8. 選定方法

- (1) 阪南市幼保連携型認定こども園運営事業に係るプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において総合的に評価して、最高得点者を運営事業者の候補者とする。同点の場合は、選定委員会の決するところによる。ただし、最高得点者が選定基準点(6割以上)に達しない場合、候補者を選定しない。
- (2) 評価に当たっては、提出された書類による審査のほか、ヒアリング、応募者によるプレゼンテーションを行う。また、追加資料の提出、追加のヒアリング等を実施する場合がある。
- (3) 選定結果は、応募者に文書で通知する。また、最高得点者と次点者は、事業者名及び総合評価点を公表する。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査の途中経過、審査結果等に関する質問や異議等は一切受け付けない。
- (4) 最高得点者が辞退等した場合、次点者(選定基準点に達した者に限る。)を繰り上げて運営事業者の候補者とすることがある。
- (5) 市は、選定委員会の結果に基づき、運営事業者を決定する。その際、候補者の提案内容等について、本市の教育・保育行政や子育て支援施策のため必要な範囲において、候補者との協議により内容等の追加、変更及び削除する場合がある。
- (6) 運営事業者に決定後、必要に応じて、市と覚書等を締結する。
- (7) 決定した運営事業者が次の事項に該当する場合は、その決定を取り消すことができる。この場合、運営事業者が既に要した費用の弁済を求めることはできない。
 - ア 本募集要領に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - イ 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ウ 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じるとき、又は事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - エ その他、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。

(評価項目と配点)

評価項目	主な評価内容等	配点
1. 運営事業者及び運営体制に関する こと	○応募動機、基本理念 ○教育及び保育に関する理念、考え方 ○経営体制、資金計画、管理運営 ○保育教諭等の確保、職員体制 ○職員の資質向上と処遇改善 ○相談・苦情対応、情報公開、第三者評価	100
2. 施設及び用地に 関すること	○用地の立地や周辺環境 ○整備計画、開設までのスケジュール ○保育室や園庭、駐車場等	100
3. 教育及び保育 サービス等に関す ること	○定員構成 ○教育目標、教育内容、行事等 ○安全・衛生管理及び給食等 ○教育・保育サービス、各種事業の充実 ○特別な配慮を要する児童等への支援 ○保護者負担 ○地域、学校との連携 ○創意と工夫をもった事業	200

9. 欠格事項・失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外又は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。
- (2) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合、又は本市のヒアリング審査等において虚偽の説明等を行った場合。
- (3) 応募書類が本要領記載の要件を満たさない場合。
- (4) 市民の疑惑や不信を招くような行為をした場合。
- (5) 応募者及び応募者の代理人、並びにそれ以外の関係者が選定審査に関して、選定委員会、本市職員、他の応募者等に対し、不当な働きかけをした場合。
- (6) 応募書類提出後、応募者が前記の応募資格・条件を満たさなくなった場合。
- (7) 選定後において、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は応募内容を本市の承諾なく変更した場合。

- (8) 阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団密接関係者と認められた場合。
- (9) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、会社更生法第17条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、金融機関から取引の停止を受けている者等、経営状態が著しく不健全であると認められた場合。
- (10) その他不正な行為があった場合。

10. その他の留意事項

- (1) 令和7年3月策定の「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画」を十分に理解した上で応募すること。
- (2) 応募のために支出した費用等については、全て応募者の負担とする。
- (3) 提案は、1応募者につき1案に限る。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）の規定に基づき公開の対象となるので、留意すること。
- (6) 運営事業者に決定した者は、本募集要領に記載した諸条件を遵守するほか、施設整備及び運営に当たって、関係法令（「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成18年大阪府条例第88号）、「阪南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年阪南市条例第16号）等）を遵守の上、本市と誠実に協議し履行すること。
- (7) 運営事業者に決定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に本市と協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (8) 施設の整備及び設置認可等の諸手続きは、運営事業者が自ら行うこと。
- (9) 施設整備にかかる補助金の概要については、参考2を参照のこと。
- (10) 提出された事業計画の変更は認めない。ただし、市と協議の上、やむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。
- (11) 開園日に児童の保育を実施できない事態に陥った場合、そのことにより生じる一切の責任と損害は、運営事業者が負担すること。
- (12) 既に本市で認定こども園等を経営する法人が運営事業者となった場合は、新設する施設の開園後10年以上、既設の認定こども園等の運営を継続すること。
- (13) 阪南市議会の議決を要する事項については、議決を得られた場合に効力が生ずることに留意すること。なお、阪南市議会の議決が得られない等の場合におい

て、運営事業者が準備等のために支出した費用については、補償しない。

(14) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議して定める。

1 1. 質問及び回答について

(1) 整備用地が下荘地域内に含まれるかの質問

下荘地域内に含まれるか疑義がある場合は、次のとおり書面を提出すること
(疑義がなければ、提出しなくてもよい。)

- ・ 質問の受付期限 令和7年12月9日(火) 17時15分まで
- ・ 提出様式 様式A「下荘地域内に含まれるかの問い合わせ票」による
- ・ 提出先 阪南市役所 こども政策課へ持参、Eメール又はFAX
Eメール k-seisaku@city.hannan.lg.jp
FAX 072-473-3504
なお、Eメール又はFAXの場合、送信後に電話連絡を行うこと(電話 072-489-4518)
- ・ 質問に対する回答 随時、個別に回答する。
なお、回答は下荘地域内か否かに限る。法的規制等については、応募者において確認すること。

(2) (1)以外の質問

募集要領、応募方法等に質問がある場合は、次のとおり書面を提出すること。

- ・ 質問の受付期限 令和7年12月9日(火) 17時15分まで
- ・ 提出様式 様式B「幼保連携型認定こども園運営事業者募集に係る質問票」による
- ・ 提出先 阪南市役所 こども政策課へ持参、Eメール又はFAX
Eメール k-seisaku@city.hannan.lg.jp
FAX 072-473-3504
なお、Eメール又はFAXの場合、送信後に電話連絡を行うこと(電話 072-489-4518)
- ・ 質問に対する回答 令和7年12月16日(火) 予定
回答は、阪南市ウェブサイトに掲載する(その際、質問者名は公表しない)。

別記 応募申込書類一覧

応 募 申 込 書 類 一 覧

(作成上の注意)

- ① A4サイズ縦置き、横書きを原則とするが、任意様式の図表等については、必要に応じてA3サイズを折り込んでも良い。
- ② 副本は、応募者の名称等を黒塗りで隠すなどし、応募者が特定できる記載をしないこと。また、役員履歴書等においては、「現職」「現法人」「現法人認定こども園」等と表記すること。
- ③ 副本は、土地登記簿謄本等の証明書についても、そのコピーの添付で良い。
- ④ 新設法人の場合、法人名は「(仮称) ○○○」のように仮称を記入し、理事長氏名は予定者を記入すること。
- ⑤ その他、募集要領に従うこと。

○表紙

書類の名称・内容	様式	提出部数
受付票 ・単独の帳票として持参すること。	市指定様式	1 枚
正本表紙 ・正本（原本）の書類一式をファイルに綴じ、その表面に貼付する。	市指定様式	正本 1 部
副本表紙 ・副本（写し）の書類一式をファイルに綴じ、その表面に貼付する。	市指定様式	副本 1 0 部

○応募申込書等

	書類の名称・内容	様式	提出部数
1	応募申込書	様式 1 - 1	正本 1 部 (副本不要)
	誓約書（暴力団排除条例関係）	様式 1 - 2	
	事業実績	様式 1 - 3	
	法人設立誓約書（新設法人の場合）	様式 1 - 4	
	法人設立計画書（新設法人の場合）	様式 1 - 5	
	役員就任誓約書（新設法人の場合）	様式 1 - 6	
	施設長（園長）就任誓約書	様式 1 - 7	
	借入手続誓約書（借入れを行う場合）	様式 1 - 8	
	法人登記簿謄本（履歴全部事項証明書）（既設法人の場合）		
	住民票（理事長個人）		
	印鑑証明書（法人、理事長個人）		
	定款又は寄附行為		
	納税証明書（法人、理事長個人） 法人について、次の(1)～(3)すべてを、理事長個人について、次の(3)を添付してください。 (1) 国税（税務署発行）： ・法人税及び消費税（未納のない照明「その 3 の 3」） (2) 都道府県民税（都道府県民税事務所発行）： ・未納のない証明 (3) 市町村税（市町村発行） ・未納のない証明。当該証明のない市町村では、全税目の納税証明書（直近 2 年度分）。		

○基本的な考え方、事業計画等

	書類の名称・内容	様式	提出部数
2	応募の動機及び基本的な考え方	様式 2－1	正本 1 部
	教育及び保育理念並びに教育及び保育に対する考え方	様式 2－2	副本 10 部
	年次計画書	様式 2－3	
3	幼保連携型認定こども園事業計画書 様式にあるすべての項目について記入すること。 行数やページ内の配置は適宜編集してよいが、項目番号及び項目名称は変更しないこと。 任意提案の項目で記入する内容がない場合、「実施しない」等と記入すること。 項目番号及び項目名称は、次のとおり。 1. 施設について 2. 運営体制について 3. 教育及び保育目標について（年齢ごとの目標） 4. 教育及び保育内容について（全体的な計画の概要） 5. 家庭との連携及び保護者への支援について 6. 行事への取組について 7. 管理運営について 8. 安全管理及び衛生管理について 9. 給食について 10. 職員の確保、資質向上、職員研修及び処遇改善への取組について 11. 相談・苦情への対応について 12. 個人情報の保護について 13. 情報提供及び情報公開について 14. 自己評価、第三者評価等への取組について 15. 延長保育事業について 16. 一時預かり事業（一般型、幼稚園型）について 17. 病児保育事業について 18. 園庭開放事業について 19. 子育て支援事業について 20. 人権保育について 21. 障がい児保育について 22. 被虐待児童への対応について 23. 医療的ケア児、特別な配慮を要する児童への対応について 24. 公立施設からの引継ぎについて 25. 選考方法等について 26. 小学校との接続及び連携について 27. 地域への説明及び地域との交流や連携について 28. 保育料以外の保護者負担について 29. その他の創意と工夫をもった事業、取組について	様式 3	正本 1 部 副本 10 部

○経営事項、整備用地、施設整備

	書類の名称・内容	様式	提出部数
4	経営者一覧表	様式4－1	正本1部
	役員履歴書 経営者一覧表に記載のあるもの全員について、個別に作成すること。応募者に関わる事項については、「現職」「現法人」「現法人認定こども園」等と表記すること。	様式4－2	副本10部
	職員体制計画	様式4－3	
	施設長（園長）予定者履歴書	様式4－4	
	資金計画書	様式4－5	
	様式4－5添付書類（預金残高証明書等）		
	建築資金等・運転資金の贈与者の状況	様式4－6	
	借入金償還計画表 ※借入先ごとに作成すること。	様式4－7	
	既往借入金の状況	様式4－8	
	整備・運営資金収支予算内訳表	様式4－9	
	決算書（令和4～6年度分）		
	資金収支予算書（令和7年度分）		
5	整備用地（事業予定地）について	様式5	正本1部
	整備用地の位置図	様式任意	副本10部
	整備用地の現況写真	様式任意	
	土地登記簿謄本（登記事項証明書）		
6	各室面積表	様式6	正本1部
	整備スケジュール（開設までの工程等）	様式任意	副本10部
	計画図面等（平面図、立面図、配置図、園庭求積図、各部屋の用途・面積、パース図等）	様式任意	

参考 1 下荘保育所の概要

名 称	阪南市立下荘保育所			
所在地	阪南市箱作 998-1		電話	072-476-5430
			FAX	072-476-5430
施設の状況	・敷地面積 3,576.68 m ² ・運動場面積 約 1,050 m ² ・延べ面積 1,226.09 m ²	定 員	150 人	
		入所年齢	生後 6 か月～就学前	
沿 革	・昭和 25 年 4 月 下荘村立下荘保育所の名称で新設 ・昭和 45 年 4 月 現在地箱作 998-1 に新設移転 ・昭和 47 年 10 月 町村合併により阪南町立下荘保育所と改称 ・平成 3 年 10 月 市制により阪南市立下荘保育所と改称			
職員体制	所長 所長代理 保育士 子ども支援員 看護師 調理師 用務員			
開所時間	平 日	7 時 30 分～19 時 00 分（延長保育時間含む）		
	土曜日	7 時 30 分～19 時 00 分（延長保育時間含む）		
保育方針	【保育目標】 『元気な子ども、意欲的に遊ぶ子ども』 【保育方針】 ●健康な子ども ●友だちを大切ににする子ども ●自分の力でしようとする子ども ●心も体もいきいきとはずむ子ども			
特別保育等	延長保育、病児保育（体調不良児対応型）			
入所（園）時の保護者負担等				
◇保育用品代 ： 1,400 円～10,000 円程度（年齢により購入品数が違います。）				
◇制服、リュックサック代等 ： 15,000 円～（3 歳児以上必要）				
利用料以外の保護者徴収金等				
＜毎月必要な費用＞				
◇保護者会費（0～5 歳児）◇絵本代（1～5 歳児）				
◇給食費【主食費、副食費】（3～5 歳児）				
◇アルバム代（5 歳児のみ）◇その他遠足バス代、写真代などは実費負担となります。				
その他				
◇子どもの「学びに向かう人間性」（心情・意欲・態度）を育てる保育の質を高めるために 【運動遊び、絵画造形、乳幼児人権保育など】大学講師（専門講師）に来ていただき研修を受けています。				
◇乳児クラス（0～2 歳児）は育児担当保育を取り入れ、深い信頼関係を築き、安心して保育所生活が送れるようにしています。				

（出典）「令和 8 年度 保育所・認定こども園入所（園）案内」より抜粋

■児童数（令和 7 年 4 月 1 日時点）

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1	9	1 6	1 7	1 2	2 1	7 6

参考2 施設整備に係る補助金について

幼保連携型認定こども園を建設するために必要な工事等にかかる費用に対して、国庫補助金を活用し、補助金を交付します。ただし、国の交付決定がない場合は、補助金を交付することができません。

<参考例>

- ・定員95人（1号15人、2・3号80人）を整備すると仮定する。
- ・補助対象事業費を380,000千円と仮定し、1号定員と2・3号で定員による按分を行い、内訳は、1号部分60,000千円と、2・3号部分320,000千円とします。

下記の計算により、(A) + (B) = 272,610千円の交付が見込まれます。

○1号部分（幼稚園部分）

	国基準額	市基準額
①定員20名まで	74,100千円	37,050千円
②特殊付帯工事	2・3号で加算する場合、重複取得不可	
③設計料加算	3,705千円	1,852千円
計（①+②+③）	77,805千円	38,902千円

(ア) 国基準額+市基準額=116,707千円

(イ) 補助対象経費：60,000千円×3/4=45,000千円

⇒ (ア) と (イ) の低い方、45,000千円…… (A)

○2・3号部分（保育所部分）

	国基準額	市基準額
①定員71～100名まで	133,800千円	66,900千円
②特殊付帯工事	10,130千円	5,065千円
③設計料加算	6,690千円	3,345千円
④開設準備費加算	1,120千円	560千円
計（①+②+③+④）	151,740千円	75,870千円

(ウ) 国基準額+市基準額=227,610千円

(エ) 補助対象経費：320,000千円×3/4=240,000千円

⇒ (ウ) と (エ) の低い方、227,610千円…… (B)

- ※ 以上の計算は、令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金の算定方法によるものです。近年、国の補助制度の変更が繰り返されており、整備年度によって補助金額や補助割合が変更される可能性があります。なお、国の制度・基準等に変更があった場合は、市の補助金も変更になる場合があります。
- ※ 国や市の予算状況により、補助金額が減額となる場合があります。

参考3 運営費に係る補助金等について

(1) 施設型給付費

幼保連携型認定こども園を運営する費用として、教育認定及び保育認定を受けた支給認定子どもの数に応じて、毎月、施設型給付費を支給します。

施設型給付費は、公定価格から保育料を除いた額となります。

詳細は、公定価格単価表（こども家庭庁ホームページ）をご参照ください。

(2) 私立保育所等運営費補助金

公定価格に含まれていない対象事業の実施のため等、必要に応じて下記の補助金を支給します。

①運営費

私立保育施設を運営するためにかかる経費や、管理費などの一部を補助します。補助金額は $6,650円 \times 12ヵ月 \times 2・3号認定児童数$ （5月1日時点）です。

②延長保育事業費

私立保育施設において延長保育事業を実施するにあたり発生する費用の一部を補助します。補助金額は（早朝3,519円＋夕方4,104円）×施設の年間開所日数（令和7年度は292日）です。

③延長保育促進事業費

私立保育施設の延長保育事業を円滑に運営し、かつ促進するための費用の一部を補助します。補助金額は国庫補助金（子ども・子育て支援交付金）のとおりで、令和7年度は30分延長の場合、年額600,000円です。

④一時預かり事業費（一般型）

私立保育施設を普段利用していない家庭において、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった児童を預かるために必要な費用の一部を補助します。補助金額は国庫補助金（子ども・子育て支援交付金）のとおりで、令和7年度は年間延べ人数が50人以上100人未満の場合、年額1,973,000円です。

⑤障がい児保育事業費

私立保育施設において2・3号認定の障がい児を受け入れ、保育する場合に必要な費用の一部を補助します。補助金額は対象職員1人につき、月額187,086円×対象月数です。

(3) 私立保育施設子育て支援事業補助金

園庭開放など、私立保育施設において子育て支援事業をするために必要な費用の一部を補助します。補助額は年額1,600,000円です。

(4) 体調不良児対応型病児保育事業費補助金

保育中に体調を崩した児童を一時的に保育する場合に必要な費用の一部を補助します。補助金額は国庫補助金（子ども・子育て支援交付金）のとおりで、令和7年度の年額基本分は4,496,000円です。

※ 以上の内容は、令和7年度のものとなります。今後、補助制度、補助対象、補助金額等が変更される可能性があります。

参考 4 連絡会議・研修について

阪南市との主な連絡会議

	会議名	実施時期	主催
1	ラウンドテーブル	年間 3 回（各学期に 1 回） 程度	阪南市 （こども政策課）
	公立・私立、幼稚園・保育所・認定こども園の施設の類型の垣根を越えて、子どもの教育・保育に関わる者がひとつの場に会し、各園所等の取り組み内容を検討、実践により、就学前教育等の底上げにつなげる。		
2	私立教育・保育施設連絡会議	年間 3 回程度	阪南市 （こども政策課）
	阪南市との事務連絡の場として、また、報告や懸案事項等が生じた際に随時開催し、意見交換等を行う。		

阪南市又は大阪府主催の主な研修

	研修名	実施時期	主催
1	管理職人権研修	夏季・冬季休業中 各 1 回	阪南市 （学校教育課）
2	人権教育担当者研修	年間 5 回	阪南市 （学校教育課）
3	保育所全体研修会	年間 1 回	阪南市 （こども政策課）
4	幼児教育アドバイザー育成研修	年間 10 回程度	大阪府
5	幼児教育アドバイザーフォローアップ研修	年間 5 回程度	大阪府



阪南市 こども未来部 こども政策課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 3 5 番地の 1

TEL 072-489-4518

FAX 072-473-3504

E-mail k-seisaku@city.hannan.lg.jp